

# 令和6年度 成年後見制度に係る申立助成の御案内

後見等開始の審判の請求手続によって選任された、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する申立費用の支払が困難な方に、費用を助成します。

## 1 助成対象者

次の（１）及び（２）の要件を全て満たす、申立費用の支払が困難な方

- （１）審判請求時に、本人（成年被後見人）の住民票が福生市にある方  
（又は、市外の住所地特例対象施設に入所され、福生市の保険適用者となる方等）
- （２）次の ア から ウ のいずれかに該当する方
  - ア 生活保護を受給している方
  - イ 中国残留邦人等の支援給付受給者の方
  - ウ 成年後見人等の報酬を負担することにより、生活保護の受給が必要になるおそれのある方

※ ただし、上記の要件を満たしていても、他の区市町村で同様の助成を受けている又は受ける見込みのある場合や福生市内の住所地特例対象施設に入所されている他の区市町村の保険適用者の方は、助成を受けられない場合があります。

## 2 申請者

本人、成年後見人又は代理権が付与されている保佐人若しくは補助人

## 3 助成対象費用

- ・家庭裁判所の後見等開始の審判に要した申立費用とします。
- ・令和4年4月1日以降に確定した後見等開始の審判に係る申立費用を対象とします。

## 4 助成額

- ・申立費用のうち、申立手数料の収入印紙代、後見登記手数料の収入印紙代、郵便切手代及び鑑定費用に係る額を助成額とします。
- ・家庭裁判所から未使用郵便切手等の返還を受けた場合は、当該未使用郵便切手等を除いた額が助成額となります。

## 5 申請要件

- ・後見等開始の審判があった日から起算して90日以内のものとなります。



## 申立助成の申請の流れ

申請者

① 家庭裁判所に、後見等開始の審判請求の申立てを行う。

\* 後見開始等審判があった日から起算して90日以内に申請をしてください。

申請者

② 後見等開始の審判があった後、「成年後見制度利用助成事業申立助成申請書」に必要書類<sup>(※1)</sup>を添付し、申請してください。  
(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/life/health/welfare/1006283.html>)

《申請書提出先（郵送可）》

福生市役所 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係（成年後見制度担当）

市

- ・申請書等の審査を行い、「成年後見制度利用助成事業助成決定通知書」にて、結果を通知いたします。
- ・助成決定者につきましては、決定通知書とともに「成年後見制度利用助成事業助成金交付請求書」を送付いたします。

申請者

③ 「成年後見制度利用助成事業助成金交付請求書」に必要事項を記入の上、返送してください。

\* 助成金の振込先口座は、成年被後見人等の口座又は成年後見人等の口座を指定してください。

市

- ・請求書を確認後、指定された口座に、市から助成金を振り込みます。

### (※1) 【申請時に添付していただく書類】

① 次のいずれかの書類

- ア 生活保護受給（適用）証明書（1 助成対象者（2）アの方）
- イ 中国残留邦人等に関する支援給付受給証明書（1 助成対象者（2）イの方）
- ウ 次に掲げる書類（1 助成対象者（2）ウの方）
  - （ア）家庭裁判所に提出した収支状況報告書又はそれに準ずるもの
  - （イ）家庭裁判所に提出した財産目録の写し
  - （ウ）境界層該当措置を受けている場合は境界層該当証明書

② 後見等開始の審判書の写し

③ 家庭裁判所から未使用郵便切手等の返還を受けた場合は、当該返還時に交付された書類の写し

④ 家庭裁判所が鑑定を実施した場合は、家庭裁判所発行の鑑定料に係る保管金受領証書の写し

⑤ その他市長が必要と認める書類（その他必要な書類がある場合は、別途提出をお願いする場合があります。あらかじめ御了承ください。）

（お問合せ先／送付先）

福生市役所 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係（成年後見制度担当）

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL：042-551-1522 FAX：042-552-5150

受付時間：月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時まで（年末年始、祝日除く。）

